

三 まとめ

本誌前号で詳細に指摘したように、原判決には疑問点が多かつた。

控訴審判決は、これを逆転し、極めて明快に、第一種中高層住居専用地域における一般住宅の眺望は、法的保護に値する生活利益とはいえない、とした。妥当な判決であろう。

(調査研究部調査課長)

最近の判例から (2)

建売住宅の瑕疵と売主業者等の責任

(大阪地判 平一〇・七・二九 金商一〇五二一四〇) 二木 卓馬

建売住宅を購入した買主が、擁壁及び建物に瑕疵があるとして、売主業者に対し債務不履行ないし不法行為責任を、また、建設会社及び建築士に対し不法行為責任を訴求した事案において、建設会社及び建築士の責任を認めめたが、売主業者については、検査済証の交付を確認しているから、調査義務を尽しておらず、責任はないとした事例(平成一〇年七月二九日判決 控訴 金融・商事判例一〇五二号四〇頁)。

一 事案の概要

買主Xは、平成元年二月二一日、売主業者Y₁から、土地付分譲住宅(建物面積一〇五・九八坪)を、四、二十五〇万円で買い受けた。

本件土地を含む一帯の土地は、昭和六三年二月、業者Aが開発許可を受けて宅地造成工事を行い、鉄筋コンクリート擁壁を構築して、

完了検査を受け、県知事の検査済証の交付を受けている。

これらの土地のうち二〇区画を、業者Y₂がAから買い受け、コンクリート擁壁の上にブロック擁壁(厚さ一〇cm、高さ南西側約〇・四m、南東側約一・二mの空洞コンクリートブロック擁壁)を設置して、五・六区画は自ら建売住宅を建設して分譲し、残り一四・一五区画は業者Y₁に売却し、Y₁から注文を受けた住宅を新築した。

しかし、本件コンクリート擁壁の上にブロック擁壁を設置することは、宅地造成等規制法施行令五・七条に違反する行為であった。

本件建物は、Y₁の注文により、Y₂が建築したが、次の瑕疵があつた。

(1) 基礎構造について、本件建物の基礎底盤は、厚さが五・一五cmと不均質で、公庫基準(一二cm以上)を満たしておらず、また、

型枠施工されていなかった。

(2) 軸組構造について、①小屋束に接ぎ木をしている部分、②梁と小屋束の間にズレや隙間があり、③壁筋かいと桁の接合がほとんどの場所でずれたり、隙間が空いたりし、④一部の垂木や小屋梁に不良材を使用する等の瑕疵があつた。

本件建築にあたり、二級建築士Y₃は、Y₂から、建築確認申請手続及び中間・完了検査の申請・立会いを、代金九万七〇〇円で請け負い、本件建物の設計者及び工事監理者として届け出たが、設計、工事監理をしなかつた。

本件建物については、建築主事による建築確認、中間・完了検査が行われ、検査済証が交付されている。

Xの入居後、(1)本件コンクリート擁壁が最大一六cm(角度二・五度)回転移動し、壁面に多数の亀裂が走り、(2)本件建物について、

①七cm以上不等沈下し、②基礎に多数の亀裂や破断が生じ、③軸組に多数の繋結不良が生じた。

Xは、平成八年、Y₁に対して債務不履行ないし不法行為に基づき、Y₂及びY₃に対して不法行為に基づき、損害賠償を求めた。

Y₁は、①特定物を売却したのであるから、現状のまま引き渡せばよく、債務不履行責任

を負わないし、②本件土地及び建物は検査済証があるから、Y₁が独自に調査すべき義務はない、過失がないと主張した。

Y₂は、①擁壁については、ブロック擁壁の設置、盛土の施工はY₂ではなく、XがBに行わせたものであり、②建物については、中間検査・完了検査に合格しており、本件瑕疵は平成七年の兵庫県南部地震の影響により後発的に発生したものであると主張した。

Y₃は、確認申請及び中間・完了検査の申請・立会いを請け負ったに過ぎず、設計、工事監理義務まで請け負つていないと主張した。

二 判決の要旨

これに対しても、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 擁壁及び建物の瑕疵の有無について、

① 本件コンクリート擁壁は、最大一六cm

回転移動し、壁面に多数の亀裂が走って

いるから、瑕疵を生じているとし、

(2) Y₃の責任について、

Y₁の責任については、

(3) 本件建物の基礎構造は、基礎底盤が不均質で、公庫基準を満たしておらず、型枠施工しなくとも、強度の面で差異がないとの立証がないから、瑕疵が存するとし、

(4) Y₁の責任については、

① 「不動産業者は、顧客に対して土地・建物を販売する場合、売買契約に付随する義務として、その安全性について調査すべき義務を負っている」が、「不動産業者としては、特段の事情がない限り、公的機関による検査の実施の有無について調査すれば足り、これに加えて、その安全

行令及び公庫仕様書の基準を満たしていないから、瑕疵が存するとし、

(2) Y₂の不法行為責任については、

① 本件ブロック擁壁は、Y₂が設置して、盛土したものであり、宅地造成等規制法施行令に違反するから、Y₂は、過失によつて、本件コンクリート擁壁の回転移動を生じさせたとし、

② 本件建物の基礎及び軸組構造の瑕疵は、Y₂の過失によって生じさせたもので、兵庫県南部地震によつて生じたものではないとし、

(3) Y₃の責任について、Y₃は本件建物の設計者及び工事監理者として届け出た以上、その業務を誠実に遂行すべき義務を負つてゐるのに、これを怠り、本件擁壁、建物に瑕疵を生じさせたから、Y₃には過失があるとし、

(4) Y₁の責任については、

① 「不動産業者は、顧客に対して土地・建物を販売する場合、売買契約に付随する義務として、その安全性について調査すべき義務を負っている」が、「不動産業者としては、特段の事情がない限り、公的機関による検査の実施の有無について調査すれば足り、これに加えて、その安全

性について独自に調査することまでは必要でない」として、

② Y₁は、県知事及び建築主事による検査、確認がなされていることを調査した以上、Xに対し、本件土地建物を売り渡したものであるから、調査義務を尽くしているとし、

③ これと異なる前提に立ったXの主張は、その他の点を検討するまでもなく、理由がないとし、

(5) Xの損害については、

① 敷地の擁壁、建物の基礎、軸組といった主要部分にまんべんなく瑕疵が存在しており、もはや部分的な補修によつては安全性を回復することは不可能であるから、これらを取り壊した上、擁壁や建物を作り直すほかないとして、

② 損害額は、取壊し再築費用四、七八一万元、造園費用二五〇万元、建具補修費用一万円、雨樋補修費用一万円、調査鑑定費用七〇万元、地盤調査費用五一万元、引越し費用二〇万元、代替建物の賃料一六五万元、登記費用一二万円、慰謝料一〇〇万元、弁護士費用五五〇万元、合計六、〇〇二万円であるとし、

③ Y₂及びY₃に対し、各自六、〇〇一万元

であるとし、

③ Y₂及びY₃に対し、各自六、〇〇二万円を支払えと命じたが、Y₁に対する請求

を棄却した。

本件は、控訴されている。

三 まとめ

本件判決は、「売主業者は、公的機関による検査の実施の有無について調査すれば足り」、Y₁は、調査義務を尽くしており、責任はなく、

「建売住宅の販売業者が、一般消費者に対し、新築住宅として、土地付建物を販売する場合、通常有すべき品等、性能を備えた瑕疵なき物を給付すべき義務がある」とするXの主張を、「検討するまでもなく、理由がない」と斥けている。

本件は、瑕疵担保責任期日経過後であるので、債務不履行責任等の問題とされたのであらうが、これまで、「宅建業者が一般消費者に対し新築住宅として建物を売却する場合、明示の特約がなくとも、瑕疵なき（即ち、通常有すべき品質、性能を備えた）建物を給付すべき債務、従つてまた、給付した建物に瑕疵がある場合には、これを修補すべき債務を負うと解するのが相当である」とする判決（神戸地判昭六一・九・三 判時一二三八一一

八）、瑕疵なき建物を引き渡す旨の合意があるとする判決（東京高判平六・二・一四 判タ八五九一一〇三）等がある。

なお、本件においては、建設会社だけでなく、建築士まで重い責任を問われているが、建築士まで及ぶのは珍しいであろう。

（調査研究部研究員）